

統 人 発1025第1号
医政医発1025第2号
医政齒発1025第2号
薬食総発1025第1号
平成22年10月25日

社団法人 日本病院会会長 殿

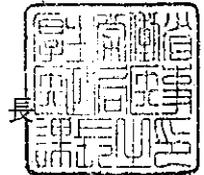
厚生労働省大臣官房統計情報部

人口動態・保健統計課長



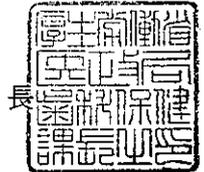
厚生労働省医政局

医事課長



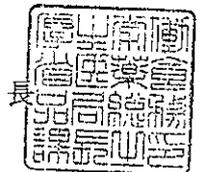
厚生労働省医政局

歯科保健課長



厚生労働省医薬食品局

総務課長



平成22年医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びに調査
について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出並びにこれに基づく統計法（平成19年法律第53号）第19条による統計調査の実施年に当たり、下記のとおり実施することとしておりますので、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、届出票につきましては、病院、診療所、薬局、大学、研究機関等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師に対してはこれらの施設を通じて配布することとしております。

記

- 1 届出義務のある者 我が国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師
- 2 届出事項 平成22年12月31日現在の別紙各届出票に係る事項
- 3 届出先 従業地の保健所又は住所地の保健所
- 4 届出の期限 平成23年1月15日